

転出

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	-----	----	-------	------	------------

住 所 戸 籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳 カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更が必要となります	転出先の市区町村	
------------	--------------------------------------	--	----------	--

保 険	国民健康保険に加入している方	・ 国民健康保険証または資格確認書の返却 ・ 各種認定証の返却	☐	・ 国民健康保険証または資格確認書 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	
	→修学のために転出する方	・ 転出先で引き続き釧路市国民健康保険の資格を継続する手続き	☐	・ 在学証明書		
	→住所地特例に該当する施設に 転出する方		☐	・ 在所(在園)証明書	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に 加入している方	・ 後期高齢者医療保険証または資格 確認書の返却 ・ 各種認定証の返却	☐	・ 後期高齢者医療保険証または 資格確認書 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 など	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
	→北海道内へ転出する方	・ 転出先での資格確認書等の交付説明 ※ 転出先で資格確認書が交付されまし たら、旧保険証等は処分してください	☐			
	→北海道外へ転出する方	・ 負担区分等証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐		阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
年 金	海外へ出国する方					
	→厚生年金に加入していない 20歳から64歳までの方	・ 国民年金被保険者資格喪失届 ・ 国民年金任意加入のご案内	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	
	→年金生活者支援給付金または 20歳前からの障害による 障害基礎年金を受給している方	・ 支給停止(不支給)事由該当届	☐	・ 年金証書の写し	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

介 護	介護保険証をお持ちの方	・ 介護保険証の返却	☐	・ 介護保険証	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課	
	要介護認定を受けていた方	・ 介護保険受給資格証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐		行政センター保健福祉課	

障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	(お持ちの方) ・ 重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
-----	----------------------------	------------------	--------------------------	------------------------------	---	--

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	・ 転校手続き	☐	※ 学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を受領し 転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 資格消滅届または別居監護の申立 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給され る場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先 または右記窓口にお問合せください ※ 転出先での新規申請は、転出予定日 の翌日から数えて15日以内に手続き してください	☐	※ 子が転出し別居となるときは、 子のマイナンバーがわかるもの	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ 子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	妊娠中の方	釧路市の妊婦一般健康診査受診票等は使えなくなるので、転出先で手続きしてください			防災庁舎4階 健康推進課	
	保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方	・ 退所手続き	☐	・ 転出届の写し	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
	ひとり親家庭等に該当している方					
	→児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
	→ひとり親家庭等受給者証を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	特別児童扶養手当を受給している方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	

税・ 料金	上下水道の使用をやめる方	・ 使用中止の届出	☐	電話またはインターネットで 手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課	
	原動機付自転車・小型特殊自動車を 所有している方	・ 軽自動車税の申告(廃車)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課 行政センター市民課	
	釧路市に土地や家屋をお持ちの方	・ 納税管理人のご相談 ※ 海外に転出される方は必ずお申し出 ください	☐		本庁舎1階 3番窓口 資産税課 行政センター市民課	
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課	

市営住宅の退去手続き		市営墓地の使用許可を受けている方		粗大ごみの処分が必要な方	
その他	市営住宅を退去する方	・ 市営住宅の退去手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課
	市営墓地の使用許可を受けている方	・ 本籍等変更届 ・ 代理人届	☐	・ 墓地使用許可証 ・ 住民票等新住所を確認できるもの ・ 代理人の住民票 ※ 受付窓口でご相談ください	・ 釧路地区 本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 ・ 阿寒地区、音別地区 各行政センター市民課
	粗大ごみの処分が必要な方	・ 個別収集の申し込み ※ お早めにお申し込みください	☐	電話で手続きができます ・ 釧路地域 環境事業課(0154-24-4146) ・ 阿寒地域 阿寒町行政センター市民課(0154-66-2211) ・ 音別地域 音別町行政センター市民課(0154-7-6-2231)	

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

釧路市役所



本庁舎及び防災庁舎 周辺図

- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・ 対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
 - ・ 阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ～ 夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

あさ 8 時 50 分～夕方 5 時 20 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>

手続きチェックシート

(釧路市→他市町村)

転出届

忘れずにお持ちください

運轉免許証

マイナンバーカード

代理人の人が手続きするときには